

事業所へ送付する税額通知(見本)

(注意) 事業所へ送付する税額通知の内容は以下のとおりです。所得の内訳や控除の内容は記載していません。

令和 年度 給与所得等に係る市民税・県民税・森林環境税 特別徴収税額の決定・変更通知書(特別徴収義務者用)

熊谷市

市民税・県民税・森林環境税は、賦課
期日(該当する年度の初日の属する年の
1月1日)現在の居住地で課税となりま
す。

様

特別徴収税額	101085900		課税人員	411		非課税人員	9	
月	人数	納付額	人数	納付額				
6月分	397	8708400	12月分	390	8395900			
7月分	390	8443400	1月分	390	8395900			
8月分	389	8419600	2月分	389	8388900			
9月分	391	8439600	3月分	388	8370000			
10月分	389	8395200	4月分	372	8374500			
11月分	390	8397200	5月分	372	8357300			

地方税法第41条、第319条及び第321条の4(第321条の6)第1項並びに市税条例第45条の規定によって、令和 年度給与所得等に係る市民税、県民税及び森林環境税の特別徴収税額を下記のとおり決定(変更)したので通知します。
また、この通知書に記載された事項について不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して3か月以内に市長に対して審査請求をすることができます。この特別徴収税額の決定の取消しを求める訴えは、前記の審査請求に係る裁決の決定を受けた日の翌日から起算して6か月以内に、市を被告として(市長が被告の代表者となります。)提起することができます。
なお、処分の取消しの訴えは、前記の審査請求に対する裁決を経た後でなければ提起することができないこととされていますが、①審査請求があった日から3か月を経過しても裁決がないとき、②処分、処分の執行又は手続の履行により生ずる著しい損害を避けるため緊急の必要があるとき、③その他裁決を経ないことにつき正当な理由があるときは、裁決を経ないでも処分の取消しの訴えを提起することができます。

令和 年 月 日

埼玉県熊谷市長
小林 哲也



指定番号	宛名番号	市町村コード	112020	受給者番号	特別徴収税額	90300	納付額	6月分	7800	10月分	7500	2月分	7500	(摘要)
住 所					氏 名	個 人 番 号	納付額	7月分	7500	11月分	7500	3月分	7500	
熊谷市宮町二丁目47番地1					特徴 進	*****	納付額	8月分	7500	12月分	7500	4月分	7500	
							納付額	9月分	7500	1月分	7500	5月分	7500	
							変更月	月						

指定番号	宛名番号	市町村コード	112020	受給者番号	特別徴収税額		納付額	6月分		10月分		2月分		(摘要)
住 所					氏 名	個 人 番 号	納付額	7月分		11月分		3月分		
					*****		納付額	8月分		12月分		4月分		
							納付額	9月分		1月分		5月分		
							変更月	月						

指定番号	宛名番号	市町村コード	112020	受給者番号	特別徴収税額		納付額	6月分		10月分		2月分		(摘要)
住 所					氏 名	個 人 番 号	納付額	7月分		11月分		3月分		
					*****		納付額	8月分		12月分		4月分		
							納付額	9月分		1月分		5月分		
							変更月	月						

指定番号	宛名番号	市町村コード	112020	受給者番号	特別徴収税額		納付額	6月分		10月分		2月分		(摘要)
住 所					氏 名	個 人 番 号	納付額	7月分		11月分		3月分		
					*****		納付額	8月分		12月分		4月分		
							納付額	9月分		1月分		5月分		
							変更月	月						

事業所へ送付する税額通知には、給与から差引く税額のみ記載してあり、所得の内訳や控除の内容については記載していません。

納税義務者用の税額通知には、所得の内訳や控除の内容について記載していますが、圧着加工していますので、本人以外のかたに内容を知られることがないよう配慮しています。

年末調整を行っていても、支払った生命保険料の変化や年末調整では適用することができない医療費控除・寄附金控除の追加などにより、前年度と大きく税額が変わるかたもいます。このことから、事業所へ送付する税額通知により、所得の内訳や控除の内容について推測されることは考えにくいと思われます。